

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年6月20日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

請求人は、現在（審査請求時）、家の中でもコルセットと杖がなければ動けない。2月5日～3月14日〇〇整形のわけのわからない施術を受け、帰宅後高熱とベッドからおりることができなくなり、近所の人々の看病を受けベッドの上でおむつ交換までしてもらい、大は人口肛門をつけているので、自分でベッドの上で処理している。右手の人差し指が奇形のためうまくかけず、両目も失明し手術を受けているので、時間をかけてやっと書いている。今はトイレと食事以外は寝たきりである。

本件医院より骨折ではないとのことだが、初診の時に院長は背骨3か所が疲労骨折していると言った。心臓でかかっていた〇〇病院の整形で3月22日診察を受けたところ、背骨3か所のほか骨盤に2か所の新しい骨折がレントゲンに映っており全部で5か所と言われた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月27日	諮問
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類の一つとして、4号に「医療扶助」を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること（医療要領第3・9・(1)）とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、「被保

護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」など8項目に該当する場合において給付を行うとしている（同・(2)・イ）。

また、移送に要する費用については、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とし、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすることとしている（同・(4)・ア）。そして、費用の算定については、領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととしている（同・イ）。

(4) 移送の給付決定に関する審査

「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「移送通知」という。）は、医療扶助の移送費の給付決定に関する事務手続等を定めている。

移送通知は、移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり、福祉事務所において責任をもって審査をする必要がある（移送通知1）とし、給付手続について、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと（同3・イ・(イ)）としている。

(5) 保護の申請及び決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用するとしている。

(6) 医療要領及び移送通知の位置付け

医療要領及び移送通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

処分庁は、請求人から本件医院へのタクシー通院について相談を受け、本件医院に対してタクシー移送の給付の要否について意見を求めたところ、提出された本件給付意見書には、本件申請書の病状及び理由欄にある「骨折」に係る記載はなく、担当職員が確認した本件医院のレセプトは、全て変形性腰痛症に対する〇〇科による処方であったことが認められる。

そこで、処分庁は、処分庁の嘱託医の意見（変形性腰痛症でリハビリ通院のみではタクシー利用は妥当ではない）を踏まえ、本件申請を却下したことが認められる。

医療扶助による移送の給付は、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであり（1・(3)）、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うべきところ（同・(4)）上記の経緯からすれば、処分庁が、本件申請について、嘱託医の意見を踏まえてタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるとはいえないと判断したことに不合理な点は認められない。

そうすると、医療移送費を求める本件申請を却下した本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものであって、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、家の中でもコルセットと杖がなければ動けない、骨折はあったなどと主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件申請について却下した本件処分に違法又は不当な点がないことは上記のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)
大橋洋一、海野仁志、織朱實